

会 議 録 (概要)

会議の名称	令和6年度 第1回 佐渡市地域包括支援センター運営協議会
開催日時	令和6年8月22日(木) 14:00開会 14:50閉会
場 所	佐渡市役所 2階 大会議室
議 題	<p>(1) 令和6年度佐渡市地域包括支援センターの設置状況等について</p> <p>(2) 令和5年度地域包括支援センターの事業報告及び収支決算について</p> <p>(3) 介護予防支援業務の委託について</p> <p>(4) 特定の介護予防サービス事業者への偏りの評価について</p> <p>(5) 佐渡市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の改正について</p> <p>(6) 指定居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けて実施する場合の「包括的な委託」について</p> <p>(7) 総合相談支援事業の一部委託について</p> <p>(8) その他</p>
会議の公開・非公開	公開
出席者	<p>参加者</p> <p>介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体、 介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者 介護保険以外の地域の社会的資源や地域における権利擁護、相談事業等 を担う関係者</p> <p>計7人 (公務員)</p> <p>佐渡市市民生活部健康医療対策課 課長 兵庫 研司 佐渡市社会福祉部社会福祉課 課長 知本 政則</p> <p>事務局</p> <p>佐渡市社会福祉部高齢福祉課 課長 出崎 弘美 総合福祉相談支援センター センター長 海老 由紀 佐渡市社会福祉部高齢福祉課高齢福祉係 係長 柴原 祥二 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者 1名 各地域包括支援センター 4名</p>
会議資料	<p>資料No.1 令和6年度 佐渡市地域包括支援センターの設置状況</p> <p>資料No.2 令和5年度 地域包括支援センター運営状況(事業報告及び決算報告)</p> <p>資料No.3 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援業務の委託について</p> <p>資料No.4 特定の介護予防サービス事業者への偏りの評価について</p> <p>資料No.5 佐渡市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の改正について</p>

	資料No.6 指定居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受けて実施する場合の「包括的な委託」について 資料No.7 総合相談支援事業の一部委託について
傍聴人の数	0人
備考	なし

会議の概要（発言の要旨）	
発言者	議題・発言・結果等
高齢福祉課課長	<b>1 開会</b>
	<b>2 あいさつ</b>
	<b>3 議題（座長：A委員）</b>
事務局	議題(1)令和6年度佐渡市地域包括支援センターの設置状況について（資料No.1）、事務局から説明 ○承認。以下、質疑応答。
B委員	昨年今の頃の会議で「南包括の運営に佐渡市社会福祉協議会が難しい」という話があったかと思うが、資料を見るとそのまま続けている。その辺の経緯を教えてください。
事務局	昨年、第1回の運営協議会で「新たな法人への事業委託を検討している」とご報告した。そのときは島内の各事業者に意向確認を行い、1事業者から「受けてもいい」という回答をいただいていたが、その後、「やはり包括支援センターの委託業務を受けるのが難しい」との連絡があった。そこで、佐渡市社会福祉協議会へ委託の継続をお願いした、という経緯がある。
事務局	議題(2)令和5年度地域包括支援センターの事業報告及び収支決算について（資料No.2）、事務局から説明 ○承認。以下、質疑応答。
B委員	4頁に「成年後見制度以外にも利用可能な支援策について提案している」とある。具体的にどのようなことがあるのか教えてください。
事務局	成年後見制度のなり手が不足しているのに申し立ての件数は多い。成年後見人の申し立てを裁判所にした後に成年後見人が選任されるが、それには時間が掛かるため、申し立ての前段階で、4つの包括支援センターの社会福祉士と佐渡市社会福祉協議会の成年後見センターの方が毎月集まり、

	<p>この方は成年後見制度を使うべき人なのかも知れぬ検討をしている。場合によっては、佐渡市社会福祉協議会の「日常生活自立支援事業で支えられるのでは」「生活自立相談支援センターで家計の見直し(必要経費の出納整理)をしてもらうといいのでは」となることもある。</p>
事務局	<p>議題(3)介護予防業務の委託について(資料No.3)、事務局から説明 ○承認。質疑応答なし。</p>
事務局	<p>議題(4)特定の介護予防サービス事業者への偏りの評価について(資料No.4)、事務局から説明 ○承認。以下、質疑応答。</p>
B委員	<p>最近、両津に「十季のあかり」という施設が建った。「介護予防訪問介護」のところに「ヘルパーステーション十季のあかり佐渡」とある。新しくできた施設の中で行われているのか。</p>
事務局	<p>掲載の「ヘルパーステーション十季のあかり佐渡」は佐和田の事業所になる。</p>
B委員	<p>東包括の一覧にあるが。</p>
事務局	<p>東包括で佐和田にある事業所に受注を出している。</p>
高齢福祉課課長	<p>「朱鷺いろの杜梅津」という昔の文化会館駐車場に新しい施設が建っているが、あの施設は特別養護老人ホームで、歌代の里の入所者が移行する。9月1日オープン。似たような名前ではある。</p>
事務局	<p>議題(5)佐渡市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の改正について(資料No.5)、事務局から説明 ○承認。質疑応答なし。</p>
事務局	<p>議題(6)指定居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受けて実施する場合の「包括的な委託」について(資料No.6)、事務局から説明 ○承認。以下、質疑応答。</p>
B委員	<p>要介護1と支援1・2の方、戻る人はいないのでは。例えば、骨折で動けなかった人がリハビリで非常に良くなり支援に戻るとかがある程度。そのようなケースもこの内容に含まれるのか。それとも施設の運用だけの話で個別なことは関係ないのか。</p>
事務局	<p>これは、要支援1・2の方の制度の内容になる。要支援1・2の方は基</p>

事務局	<p>本的には包括支援センターがサービス調整を行う。要介護から要支援に下がる際には、居宅から包括に担当が移ることになるが、「今まで利用していた居宅のケアマネがいい」となれば、引き続きそこに事業委託して行える。この手続きをすることで、契約を終了し再契約等の手続き自体が不要になり、ご本人様や事業所にとっても負担軽減になる、と考えている。</p> <p>議題(7)総合相談支援事業の一部委託について（資料No.7）、事務局から説明。</p> <p>○承認。質疑応答なし。</p>
事務局	<p><b>4 その他</b></p> <p>○第2回運営協議会は令和7年2月開催予定。今年度事業中間報告等を中心に協議をお願いしたい。</p>
B委員	<p>資料No.3、中地域包括支援センターの委託件数が、他の包括と比べかなり高く、格差があるように感じる。多い理由は何か。</p>
事務局	<p>中地域包括支援センターはプランナーが2人従事しており、それぞれ50件ずつ担当している。それ以外の件数を居宅のケアマネの方たちに委託という形でお願いして、この数字になっている。</p> <p><b>5 閉会</b></p> <p style="text-align: right;">以上</p>